

公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和2年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は3,102件、請求者は360人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約44.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

| 公文書の内容 | 件数(件) |
|------------|-------|
| 都市整備・建築・土木 | 1,392 |
| 区政一般 | 701 |
| 児童福祉 | 408 |
| 教育 | 244 |
| 社会福祉 | 120 |
| 入札・契約など | 104 |
| 環境・清掃 | 99 |
| 保健・衛生・医療 | 29 |
| 議会 | 5 |
| 合計 | 3,102 |

表2 公開請求者の内訳

| 区分 | 請求者数(人) | 件数(件) |
|------------|---------|-------|
| 区民 | 97 | 1,268 |
| 区民以外 | 63 | 920 |
| 区内の法人・団体など | 101 | 450 |
| 区外の法人・団体など | 99 | 464 |
| 合計 | 360 | 3,102 |

表3 請求方法

| 請求方法 | 請求者数(人) |
|---------|---------|
| インターネット | 157 |
| 窓口 | 139 |
| ファクシミリ | 39 |
| 郵送 | 25 |
| 合計 | 360 |

表4 公開請求の目的別件数

| 請求目的 | 件数(件) |
|------------|-------|
| 営業活動 | 1,569 |
| 区政の監視、区民参加 | 1,295 |
| 学問的な調査・研究 | 188 |
| 私的利害の調整 | 17 |
| 請求目的の記載なし | 33 |
| 合計 | 3,102 |

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.2%だった。また、公文書公開に関する審査請求が8件あった。

表5 公開請求処理状況

| 処理状況 | 件数(件) |
|--------|-------|
| 全部公開 | 1,107 |
| 部分公開 | 1,667 |
| 非公開 | 23 |
| 不存在 | 139 |
| 存否応答拒否 | 0 |
| 取下げ | 166 |
| 合計 | 3,102 |

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

| 非公開とした理由 | 件数(件) |
|---------------------------------------------|-------|
| 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの | 1,051 |
| 法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの | 920 |
| 公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの | 12 |
| 審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの | 22 |
| 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの | 136 |
| 法令等の規定によって公開できないもの | 2 |
| 他の制度との調整が必要なもの | 32 |

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

| 公開諾否の決定期間 | 件数(件) |
|--------------|-------|
| 1週間以内 | 93 |
| 8日から14日まで | 550 |
| 15日 | 461 |
| 16日から30日まで 1 | 1,604 |
| 31日以上 2 | 228 |
| 取り下げられたもの | 166 |
| 合計 | 3,102 |

- 1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。
- 2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。(ただし、件数は2年度中に公開諾否を決定したもの。)